

誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という。）との取引にあたり、以下について誓約します。

1. 「国立大学法人東北大学会計規程」、「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」、「国立大学法人東北大学契約基準」及び「国立大学法人東北大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準」を遵守し、不正使用（以下「国立大学法人東北大学における研究費の運営及び管理に関する規程」（平成27年3月23日規第60号）第2条第2号に定める不正使用をいう。）に関与しません。
2. 東北大学における内部監査やその他調査等において、取引にかかる帳簿等の閲覧や提出等の要請があった場合は合理的に必要な範囲において協力いたします。
3. 当社（当法人）において、不正使用が認められた場合は、東北大学が「国立大学法人東北大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準」（平成16年4月1日財務部長裁定）に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 東北大学の構成員から不正使用の依頼等があった場合には、速やかに通報いたします。

年 月 日

国立大学法人東北大学総長 殿

（住所）

（社名または法人名）

（代表者職・氏名）

誓 約 書

本学から送付したメール又は郵送した文書に記載されている整理番号7ケタをご記入ください。

当社（当法人）は、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という。）との取引にあたり、以下について誓約します。

1. 「国立大学法人東北大学会計規程」、「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」、「国立大学法人東北大学契約基準」及び「国立大学法人東北大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準」を遵守し、不正使用（以下「国立大学法人東北大学における研究費の運営及び管理に関する規程」（平成27年3月23日規第60号）第2条第2号に定める不正使用をいう。）に関与しません。
2. 東北大学における内部監査やその他調査等において、取引にかかる帳簿等の閲覧や提出等の要請があった場合は合理的に必要な範囲において協力いたします。
3. 当社（当法人）において、不正使用が認められた場合は、東北大学が「国立大学法人東北大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準」（平成16年4月1日財務部長裁定）に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 東北大学の構成員から不正使用の依頼等があった場合には、速やかに通報いたします。

提出日をご記入ください。

2025年 3月31日

国立大学法人東北大学総長 殿

（住所）宮城県仙台市青葉区片平2-1-1

（社名または法人名）片平株式会社

（代表者職・氏名）代表取締役社長 片平 大

押印は不要です。